



みらい経営グループ

あなたの繁栄が私たちの喜びです！

税理士法人みらい経営レポート

〒456-0051 名古屋市熱田区四番二丁目14番34号

556号

今月の視点

私たちは認知症にどう向きあうのか？

～ コロナ禍で増大する経営者の認知症リスク【パートII】～

(3)「判断能力」≡「意思能力」≡「事理弁識能力(事理を弁識する能力)」

いわゆる「判断能力」と呼ばれているもの≡法律学でいう「意思能力」のことです。

つまり、「自分がしようとする行為の結果が法律上どのような意味を持っているか」について、ある程度認識することができる能力（財産行為については、おおよそ7～10歳程度の精神能力に相当する）。

「意思能力」の有無の判断基準は、「ある」か「ない」かの二択判定ではありません。問題となる行為や契約ごとに、個別にその有無が判断されます。

意思能力の判断にあたっての考慮要素

- ① 行為・契約当時の本人の心身の状態、病状
- ② 問題となる行為・契約の性質、内容、複雑性
- ③ 本人に与える財産上の損得の程度
- ④ 契約に至った動機・経緯
- ⑤ 当事者間の人的関係
- ⑥ 契約時の状況 など

判断能力（≡意思能力）を欠いた契約→絶対的無効です。

したがって、

- ・いつでも（契約の後、何年間経過していても）
- ・誰からでも（※）
- ・誰に対しても

無効主張が可能となります。

（※）ただし、最近では、意思表示をした本人からしか無効を主張できない（=契約の相手方その他の第三者は無効主張できない）とする見解が一般的です。

認知症の事例

- ① 車の購入から5年後であっても売買契約の無効を主張
- ② 先祖代々の土地を相次いで転売した場合も無効の主張
- ③ 公証役場で公証人の前で遺言書作成しても、本人の意思によるものでないとされると遺言は無効……

〈1〉お歳は、おいくつですか？

(2年までの誤差は正解)

設問の意味 記憶

〈2〉今日は何年の何月何日ですか？何曜日ですか？

(年月日、曜日が正解でそれぞれ1点ずつ)

設問の意味 時の見当

〈3〉私たちが今いるところはどこですか？

(自発的にできれば2点、5秒おいて家ですか？病院ですか？施設ですか？の中から正しい選択をすれば1点)

設問の意味 所の見当

〈4〉これから言う3つの言葉を言ってみてください。あとでまた聞きますのでよく覚えておいてください。

(以下の系列のいずれか1つで、採用した系列に○印をつけておく)

1 : a) 桜 b) 猫 c) 電車 2 : a) 梅 b) 犬 c) 自動車

設問の意味 即時再生

〈5〉100から7を順番に引いてください。

(100-7は？、それからまた7を引くと？、と質問する。最初の答えが不正解の場合、打ち切る)

設問の意味 計算力 注意力

〈6〉私がこれから言う数字を逆から言ってください。

(6-8-2、3-5-2-9を逆に言ってもらう、3桁逆唱に失敗したら、打ち切る)

設問の意味 記銘力 注意力

〈7〉先ほど覚えてもらった言葉をもう一度言ってみてください。

(自発的に回答あれば各2点、もし回答がない場合、以下のヒントを与え正解あれば1点)

a) 植物 b) 動物 c) 乗り物

設問の意味 遅延再生

〈8〉これから5つの品物を見せます。それを隠しますので何があったか言ってください。

(時計、鍵、タバコ、ペン、硬貨など必ず相互に無関係なもの)

設問の意味 記銘力

〈9〉知っている野菜の名前をできるだけ多く言ってください。

(答えた野菜の名前を右欄に〔著者注：質問用紙内に記入欄がある〕記入する。途中で詰まり、約10秒待っても出ない場合にはそこで打ち切る。5個までは0点、6個=1点、7個=2点、8個=3点、9個=4点、10個=5点)

設問の意味 発語の流暢性

認知症となり無効となる法律行為の具体的なケース

- ① 日常の売買契約、各種契約など
- ② 金融機関の預貯金の入出金手続（預金口座の凍結）
- ③ 身元保証契約など
- ④ 身分行為（結婚・離婚・養子縁組・養子離縁等）
- ⑤ 遺言書（自筆証書・公正証書等）の作成・書換
- ⑥ 証券会社の株券の保管や売買指示
- ⑦ 生命保険会社等との契約関係（新規契約の締結、既存契約の契約内容変更、保険金請求等）
- ⑧ 贈与契約（現金、不動産、自社株等）
- ⑨ 法人の自社株売却（M&A、関連法人等）
- ⑩ 土地・建物等不動産関連行為（売買、建築、建替、賃貸借、管理等）不動産経営
- ⑪ 金銭消費貸借契約（収益物件の購入・建築に伴うもの）
- ⑫ 法人の議決権行使（株主総会・取締役会等、会社法上の欠格事由・株主）
- ⑬ 民事信託契約（生産緑地は保全不可）、任意後見契約
- ⑭ 遺産分割協議
- ⑮ 相続放棄 など

(4) 認知症が問題となる場合（一般編）

婚姻（離婚）、養子縁組（養子離縁）

婚姻（離婚）、養子縁組（養子離縁）ができない。

→身分行為（婚姻、養子縁組、遺言など）は後見制度、信託制度でも不可

→実務で問題になるのは

相続税対策を目的とした「養子縁組」の可能性

相続後における「養子縁組無効確認の訴え」の可能性

→大切なのは「養子縁組に至った経過」が不自然でないこと

→養子縁組は形式面さえ整えると役所が受理してしまうため、実質面で争うことになる。

→長男の妻と養子縁組した長男の両親

長男とその妻が離婚しても養女との関係は切れない

長男の両親が認知症の場合には、養子離縁手続を進めることは不可

→遺留分対策を目的とした養子縁組も制限される

(5) 士業としてのリスク、司法書士「意思能力を確認する義務」

〈東京高裁 平成27年4月28日〉

「X所有の土地をAに700万円で売却。Aの社長Y2がX宅を初めて訪問し、その日に契約した。その翌日に代金決済し、登記も完了した。Xには4カ月後に成年後見人が選任された。成年後見人は、上記契約の無効を訴え、A、Y2、Y1（Aの今の社長）、Y3（司法書士）、適正価格との差額1,500万円、弁済料金等の合計1,760万円請求。

契約当時、認知症で通院中。契約から3か月後、長谷川テスト17点。地裁も高裁も裁判所の価額2,000万円を下らない。

地裁は、不動産を売り渡すこと自体理解していた意思能力あり、Y3に過失なし。Xには多額の金銭の必要性なし。しかし、高裁は申請意思の真実性に疑念を抱かせるに足りる客観状況があったとして、Y3は連帯して賠償責任あり、とした。

〈判旨〉

疑わしい事情がない限り、意思能力の有無や偽造など実質的な要件について調査する一般的な義務はないが、司法書士は専門家として常に品位を保持し、業務の法令・実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行う。

依頼者の属性、状況、内容等に照らし、疑念を抱かせる状況ある時、調査をし、解決できない時は業務控えるべき注意業務を負っていると解する。

本件では87歳、親族の立会いもなく、登記済証もない、700万円は相当低廉でありY3もわかっていたと推認、しかも初訪問して翌日契約し、その翌日代金決済され登記完了。その上、喫茶店で行なわれ、違和感があるので、通報により、警察官2名も臨場している。これでは、登録専門家として不法行為責任は免れないというべきである。

(6) 現場において実践可能な「認知症の見分け方」

士業も含め、一般には専門的な医学知識を持ちあわせず、医学的診断を行った経験もありません。判定することは困難です。そのため、次のことを念頭におくことが大切です。

「認知症」に注意を払う目的は、医学的診断のためでなく、あくまで法律上の「判断能力」「意思能力」の有無を判定するためで、必要な限度での確認をすれば十分です。そのために医師の意見が必要ならば、その上でこれを求めればよいことです。

(7) 実務現場における判断能力の確認のための具体的方法(3ステップ方式)

一 栗山祐太郎 弁護士

士業も含め私たちは、医学的診断が目的ではなく、あくまで法律上の判断能力≒意思能力の有無が判定できることが最終目的です。

①『第1ステップ』: 予備面談を行います

本人の年齢が70歳代、80歳代以上は配慮が必要です。知り合いからの相談が一般的とすれば、これらから情報収集します。

早期に面談し、心身の状況や雑談など話しの内容の理解や回答、記憶力など観察していきます。

長谷川式や免許証の更新時などを参考にして質問していきます。

会話の成り立つことや服装の乱れなどに注意します。

認知症を疑う10の症状 「アメリカ・アルツハイマー病協会/2010年」

① 仕事に影響する物忘れがある	例：家庭や職場で物忘れが頻繁に起こり、日常生活や仕事に支障が生じている。
② 慣れた仕事ができにくくなる	例：以前は簡単にできていた買い物、調理、配膳、後片付けなどができにくくなる。
③ 言葉に問題がある	例：簡単な単語を忘れたり、ふさわしくない言葉を言ったりする。
④ 時間や場所がわかりにくくなる	例：自宅の近くで道に迷ったり、どこにいるのかわからなくなったりする。家に帰れないことがある。
⑤ 判断力が低下する	例：前後逆に着るなど服の着方を間違える。寒い日に薄着をしたり、暑い日に厚着をしたりする。
⑥ 抽象的な思考が苦手になる	例：通帳の数字の意味がわからなかったり、簡単な計算ができにくくなる。
⑦ 置き場所を間違える	例：財布を冷蔵庫などにしまうことがあったり、見つけることが難しかったりする。
⑧ 気分や行動が変化する	例：訳もなく気分が変化して、急に怒りっぽくなることが増える。
⑨ 性格が変わる	例：もともと大ざっぱな性格の人が、疑い深くなったり、些細なことを怖がったりする。
⑩ 自発性がなくなる	例：楽しみにしていたことに興味を失い、関心を示さなくなる。

以上の予備面談などの結果を3つに分けて考えます。

イ) こちらからの問いかけを理解し、答えて会話が成り立つ場合。

「一応の判断能力はある」と判定してよいでしょう。あとは、同日又は日をかえて『第3ステップ』へ進み、必要事項の意思確認を行います。

ロ) 問いかけにまともに答えられず、やり取りが成立しない場合。

「判断能力を欠いている」と判定すべきでしょう。

予定の契約や登記申請は不可能だと考えます。

お付き合いのある銀行や不動産会社の手前、抵抗を感じると思われるかも知れませんが、しかし、後日、賠償責任のリスクが大きいので、土業であれば丁重にお断りする方がよいでしょう。

ハ) 難しいのがイとロの間の場合。このケースは『第2ステップ』へ

②『第2ステップ』: 医師の確認を行います

本人の家族に依頼して主治医の診断書（成年後見申立用と同じ形式）回復している時間帯・タイミングなどの記録を作成し、医師に直接確認します。

③『第3ステップ』: 本人の意思確認を行います

「意思確認を行なう必要がある事項」について本人に説明し、意思を確認します。

ゆっくりと、繰り返し、わかりやすい言葉で、メリット・デメリットなどに注意するように説明します。

本人の理解力を高めるための工夫	
聴覚	<ul style="list-style-type: none">・補聴器がある場合はなるべく装着してもらいます。・本人の正面から口の形を見るように促し、大きく口を開けて発音して見せます。・必要以上に大きな声で伝えようとせずに（騒音曝露といって難聴を悪化させる場合があります）、適宜、筆談など視覚的補助をういます。
注意	<ul style="list-style-type: none">・人の出入りや他の人の話し声などが気にならず集中できる環境を設定します。・話す前に名前を読んで注意を喚起します。
記憶	<ul style="list-style-type: none">・一文を短く区切り、キーワードとなる言葉は一文に1～2個程度が理想的です。・字や図など視覚的な補助を使うと、記憶に残りやすい。また、説明のときに使ったメモや図を、後日の確認のときに使うと思い出しやすいでしょう。
理解	<ul style="list-style-type: none">・本人の教育歴や認知機能レベルに応じた言葉やなじみのある表現への言い換えを行います。・説明内容のポイントをわかりやすく書いて指し示します。・実際の病変の部位を確認しながら説明します。
選択	<ul style="list-style-type: none">・選択肢を2つに絞ります。・「はい」「いいえ」で答えられる質問にします。

五十嵐禎人「成年後見人のための精神医学ハンドブック」が引用する文献による

以上、実務家にとって将来のリスクに備えるために最も重要な点は以下の通りです。以上の3ステップを実施した各プロセスを必ず記録化・証拠化して残しておくことです。争い（訴訟）では主張する事実を立証できるかどうか、証拠（紙ベースの書証）があるかどうかすべてです。

トラブルは「忘れた頃に突然やってくる」。特に専門家には「善良な管理者の注意義務」が要求されます。「本人に意思確認をして、調査を実施し、過失はなかった」証拠を残す意識を常に持つ必要があります。

診断書や医師から聞いた内容のメモ、本人とのやり取りの録音・録画、または医師や医療スタッフにも立ち会ってもらう等が必要になります。

みらい経営グループ代表 石川 光男

10月の税務と労務

-
- | | |
|------------------------|------------|
| ・ 8月の決算法人の確定申告、消費税など納税 | 期限(11月1日) |
| ・ 2月の決算法人の中間申告、納税 | 期限(11月1日) |
| ・ 2月の決算法人の消費税の中間申告 | 期限(11月1日) |
| ・ 9月分源泉所得税納付 | 期限(10月12日) |
-

税理士法人みらい経営（発行元）

税理士・中小企業診断士 社会保険労務士・行政書士 石川 光男

〒456-0051 名古屋市熱田区四番二丁目14番34号

TEL 052 (651) 6000 FAX 052 (652) 0066

ishikawa@ishikawakk.or.jp

<https://www.mirai-kg.com/>